

令和6年度 第3回宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

令和6年10月9日（水）午前10時
仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表

熊谷委員、柳井委員

労働者代表

阿部（徹）委員、佐藤委員

使用者代表

笹崎委員、茂木委員

開 会

補 佐

開会前ですが、本日追加の資料を配布いたしましたので御確認をお願いします。机の上に令和6年の影響率表を配布させていただきました。内容につきましては議事の中で説明をいたします。

ただいまから、令和6年度第3回宮城地方最低賃金審議会宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の専門部会は公開となっております。また、審議は部会長の判断により、途中、休会となる場合もありますので、御了承願います。

なお、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業について、本日の専門部会において、「宮城県電子部品等製造業」と言わせていただくことがありますので、御了承ください。

事前に高橋委員、阿部祥大委員、正木委員から欠席の旨、報告いただいております。

初めに、委員の方々の出席状況を報告いたします。

公益代表委員 _____ 2名

労働者代表委員 _____ 2名

使用者代表委員 _____ 2名

以上 6名の方が出席されておりますので、最低賃金審議会令

第6条第6項により会議が成立していることを報告いたします。
議事の進行につきましては、部会長にお願いいたします。

柳井部会長 お手元の次第のほうを御覧いただきながら進めさせていただきます。
事務局から何か連絡事項があるということですが。

賃金室長 配布資料に一部訂正がありますので事務局より説明いたします。

指 導 官 説明いたします。お配りしている 1 枚もののペーパーでございます。こちらは、資料 6 の 8 ページのものになっております。こちらにつきましては、第 1 回の専門部会におきまして、阿部祥大委員のほうから御指摘をいただいたものでありまして、その後、事務局で改めて確認したところ、もう 1 箇所数値の訂正がございました。

訂正の箇所でございますが、こちらの表の右側の下から 2 行目、1,028 円の行でございます。このうち右から 3 番目の分布労働者のところが、修正したものが 3 名となっております。修正前、77 名という記載でございましたが、正しくは 3 名となりましたので訂正をさせていただきます。大変お手数ですが、資料の差し替えのほうお願いします。以上でございます。

柳井部会長 今の件よろしいですね。影響はないと思います。

それでは、議題（1）宮城県電子部品等製造業最低賃金の改正に係る審議に入りたいと思います。

前回、労働者側からは、宮城県電子部品等製造業最低賃金は、現行の時間額 959 円から、地域別最低賃金に対する優位性を 110%確保することを将来の目標として、令和 5 年度の地域別最低賃金 923 円に対する優位性 104%、1%縮めること、令和 6 年度の地域別最低賃金 973 円に対する優位性 106%の半分、を勘案して、63 円の引き上げ 1,022 円とするとの提示がなされたところです。

また、前回、使用者側からは、宮城県電子部品等製造業最低賃金は、現行の時間額 959 円から、日本商工会議所・東京商工会議所が発行しています「中小企業の賃金改定に関する調査」の全体の賃上げ率が 3.62%、これを用いて 35 円引上げ、994 円とするとの提示がなされたところです。

それで、私どものほうから、前回の最後に、労使双方に歩み寄

りを、妥当な結論を出すために再検討を、お願いしたと思うんですが、今日は、労働者側、そして使用者側のほうから検討いただいた結果を御説明いただきたいと思います。

最初に使用者側のほうから、御説明をお願いしてよろしいでしょうか。

笹崎委員 それでは笹崎より使用者側の考えを御説明させていただきます。歩み寄りということで、本日欠席の正木委員も含めて三人の委員で意見調整を行いまして、歩み寄りということで、プラス 44 円の 1,003 円の御提示をさせていただきます。

根拠としましては、日本経済団体連合会、経団連の 2024 年春季労使交渉中小企業妥結結果、この中の電気機器という業種の平均のアップ率、4.55%、これを適用してのプラス 40 円、1,003 円の御提示をさせていただきます。以上です。

柳井部会長 今回、歩み寄りってということで、プラス 44 円、1,003 円の御提示がございました。

引き続き、労働者側のほうはいかがでしょう。

阿部（徹）委員

労働者側のほうでございますけれども、阿部のほうから発言をさせていただきます。前回 63 円ということで、いろいろ検討させていただきました。金額としましては、現行プラス 59 円ということで、4 円の歩み寄りということでございます。こちらのほうの考え方でございますけれども、地域別最低賃金の東北の引上げ額というものを少し意識してございます。こちらの 59 円については、岩手県の引上げ額ということ、それでの提示ということにさせていただきます。以上でございます。

柳井部会長 プラス 59 円ということですから、1,018 円ですね。そういうことになりました。

今の段階で提示ありました使用者側、労働者側の具体的金額に、まだ隔たりございますので、ここで一旦、専門部会を休会したいと思います。休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行います。

よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

柳井部会長 それではよろしく申し上げます。

～ 休会 ～

賃金室長 控室は、公益委員が8階労働基準部長室、労働者側委員が8階の認定室、使用者側委員は8階の賃金相談室です。

(それぞれの控室に移動して打合せ後、専門部会会場に再入場)

～ 再開 ～

柳井部会長 それでは、専門部会を再開します。最初に確認になりますが、労働者側、使用者側、それぞれ御意見等に変更はございませんでしょうか。

各 委 員 (発言なし)

柳井部会長 ただいままでの審議では、労働者側が59円 使用者側が44円という状況で、15円の開きがございます。従って、合意に至っておりません。

本日の審議では、これ以上の進展は難しいと判断をさせていただいて、公益委員のほうから見解をお示しさせていただきます。

各 委 員 (異議なし)

柳井部会長 公益代表委員は、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を959円から53円引き上げて、1,012円とすることが適当と考えております。この見解に至った理由としては、労使双方からの意見や関係資料を慎重に検討いたしました。

最初は、令和5年の宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金が宮城県最低賃金との差が36円あります。宮城県最低賃金の改正を勘案する必要があります。宮城県最低賃金の改正に当たっては、宮城県の消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を特に重視

して、宮城県最低賃金が 50 円上がりました。そういったことを勘案いたしますと、この水準をまず重視する必要がございます。

それから、令和6年最低賃金に関する基礎調査結果による影響率をみますと 53 円引上げの場合は 22.74%になります。昨年度 40 円を引上げた影響率 22.43%とほぼ同水準となっています。この場合は、事業場の規模 99 人以下を対象とした調査であり、時間当たり平均賃金も 1,434 円と昨年度の 1,316 円から約 9.0%増加しております。小規模事業場でも高い水準で賃上げがあったと考えられております。

以上のことから、私たち公益委員としては、この 53 円アップということで考えております。委員の皆さんから御異論等ありましたら、教えていただきたいんですが、順番にお聞きしたいと思います。まず、労働者側のほうからよろしいでしょうか。

佐藤委員 それでは私、佐藤のほうから労働者側の意見を申し上げさせていただきます。今の公益委員から提示のあった 53 円の金額ということでありますけれども、元々、労働者側はずっと主張している地域別最低賃金に対する優位性ということに関して、我々の主張が完全に通ったとは考えてはいませんけれども、ただ、これまで、ずっと優位性が少しずつ縮小してきているということの中で、今回のこの 53 円の提示に関しては、若干ではありますけれども優位性は増えるということで、この提示ということに関しては、労働者側として受け入れられるものだ、というふうに考えてございます。

柳井部会長 ありがとうございます。続きまして使用者側のほうから、御意見ありましたらお願いします。

笹崎委員 それでは笹崎から申し上げさせていただきます。ただいま公益委員のほうからプラス 53 円の 1,012 円と御提示をいただきました。この数字につきましては 宮城県の地域別最低賃金のプラス 50 円を 3 円上回る数字だということと、上昇率で見ましても、地域別最低賃金の上昇率を本産業の特定最低賃金にあてはめますと、プラス 52 円になるかと思いますが、それを 1 円上回る、実体額で言っても上回る、という大変大きい数字だと感じておりますし、厳しい経営環境に置かれています中小企業、零細企業の皆様のことを鑑みますと、非常に厳しい数字だというふうに考えておりますが、ここまで公労使委員で誠意を尽くして、真摯な議論

を尽くした結果だと御提示いただいた数字だということで、使用者側としても同意をさせていただきたいと思います。以上です。

柳井部会長 どうもありがとうございました。
 あらためて確認ですが、全会一致ということでよろしいですね。

各 委 員 (異議なし)

柳井部会長 はい、ありがとうございました。それではですね、事務局の資料の準備がございますので、一旦 10 分間の休会としたいと思いますので、しばしお待ちください。

～ 休 会 ～

(事務局により、報告文(案)を各委員へ配付)

柳井部会長 再開してよろしいですか。それでは再開させていただきました。
 一応確認になりますが、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を 現行 959 円
のところ、
 時間額 1,012 円 現行プラス 53 円

で、先ほど申し上げておりませんでした、プリントにも書いてありますように、令和6年 12 月 15 日に発効とさせていただきます。まずここを確認させていただいてよろしいですか。

各 委 員 (全員了承、全会一致)

柳井部会長 はい、ありがとうございます。それでは報告書(案)につきま
て、読み上げていただきます。

指 導 官 読上げます。

令和6年 10 月 9 日

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊 谷 真 宏 殿

宮城地方最低賃金審議会
宮城県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会

部会長 柳井 雅也

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月21日、宮城地方最低賃金審議会において付託された宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	熊谷 真宏
	高橋 良児
	柳井 雅也

労働者代表委員	阿部 祥大
	阿部 徹
	佐藤 斉

使用者代表委員	笹崎 直也
	正木 泰
	茂木 明浩

別紙

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

宮城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務

ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,012円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和6年12月15日

以上です。

柳井部会長 ただいまの報告書について、何かございませんでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

柳井部会長 特にないようですので、これをもって本審会長への報告とさせていただきます。

次に、先日開催しました第1回審議会で委員の皆様の了承を得ておりますが、最低賃金審議会令第6条第5項により、専門部会の公労使「全会一致」で決議された場合には、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることとしておりますので、専門部会の結果を審議会の答申として扱うことといたします。

事務局から答申文(案)を各委員にお配りし読み上げてください。

(事務局により、答申文(案)を各委員に配付)

指 導 官 読上げます。

令和6年10月9日

宮城労働局長
小宅 栄作 殿

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正について(答申)

当審議会は、令和6年8月21日付け宮労発基0821第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正すること。

以下、先ほど読み上げました報告書と同一でございますの

で、省略をさせていただきます。

以上でございます。

柳井部会長 それでは、ただいまの答申文（案）の内容で、答申してよろしいでしょうか。

各 委 員 （異議なし）

柳井部会長 ありがとうございます。異議なしということで答申いたします。それではこれをもって、会長に報告いたします。全会一致で御承認をいただきましたので、最低賃金審議会令第6条第5項を適用しまして、私が会長に代わりまして答申いたします。

（部会長が、基準部長に答申文を手交）

柳井部会長 ここで、労働基準部長から御挨拶をお願いしたいと思います。

基準部長 ただいま、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について答申をいただきまして、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、それぞれのお立場から様々な御主張がある中で、特定最低賃金の改正に向けて真摯かつ大変熱心な御審議をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

また、精力的かつ慎重な御審議の結果として、全会一致での結審をいただきましたことに対しまして、重ねて厚く御礼申し上げます。

事務局といたしましては、この金額を基に発効に向けまして、迅速かつ適正に事務手続きを進めてまいります。また、最低賃金の周知と履行確保につきましても、万全の措置を講じてまいります。

労使の委員の皆様におかれましても、関係団体、関係企業などをとおしまして周知につきまして、御協力を賜れば幸いに存じます。

本日は、誠にありがとうございました。

柳井部会長 委員の皆様、真摯に向き合って、御議論を重ねていただきまし

て本当にありがとうございます。お陰様で全会一致となりました。労使それぞれで御不満、御意見あったかと思えますけれども、皆様、最終的には労使一致ということを重視していただいて、歩み寄りをさせていただきまして、公益委員として感謝しております。

最後まできちんと議論を尽くして、お互い痛みを分かち合いながらも合意していく姿勢というものを大切にしていきたいと思っております。今後とも是非よろしくお願ひしたいと思っております。

これで、議事は終了したいと思いますが、事務局から何かございますでしょうか。

賃金室長 特にごさひませぬ。委員の皆様、御審議ありがとうございます。12月15日発効に向けて、事務作業を進めてまいります。

柳井部会長 それでは、専門部会における全ての審議を、これで終了します。皆様、大変お疲れ様でした。ありがとうございます。

閉 会